

昭和三十二年二月十六日

常務理事 吉田 英樹

謝詞會

名古屋出張所

昭和三十二年二月十六日

謝詞會

法人謝詞會名古屋出張所

財團協調會名古屋出張所

昭和化學工業株式會社設置反對の件

愛知縣海部郡蟹江町蟹江新田字小助山に昭和化學工業株式會社（資本金十五萬圓）は昭和八年六月四日會社設置の登記をなし透明紙其の他ウイニコース應用品の製造販賣をなすこととなり其の工場設置出願書を同社専務取締役鈴木辰治郎氏の名を以つて提出されたがこれを知つた同地蟹江漁業組合（組合員二百〇余名）は如何なる淨化設備をなすとも水族に被害ありとなして其の設立反對を組合長山田繁次郎氏はじめ屢々縣工場課に陳情し來つたが縣工場課に於いては今後各地に化學工業工場が設置される形勢に在るのでその標準となるべき淨化裝置をなさしむべく縣水産課とも協議した結果左の如き條件を附して十二月廿六日工場設置の許可の指令を發した。

尙既に豊橋市に設置せんとする日本人造羊毛株式會社工場（昭和九年一月創立の筈）に對しても既に同所附近寶飯郡前芝村御津村等に於いても反對をなしつゝある形勢である。

一 排液處理ノ爲メ次ノ施設ヲ爲スベシ

イ 酸及アルカリノ排液ハ各別ニ貯槽ヲ設クルコト（大サ二坪以上深二尺以上